

「公益目的支出計画」実施完了のお知らせ

当協会は、公益法人制度改革に伴い、2012 年(平成 24 年)4 月 1 日に東京都知事の認可を受け、一般社団法人へ移行しました。

一般社団法人移行時に保有していた財産(=公益目的財産額)は、整備法等の関係法令により、公益目的事業への計画的な支出によって使い切ることが定められており、当協会は 15 年間で”零”とする「公益目的支出計画」を東京都知事に提出し承認されていました。

この度、「公益目的支出計画」が予定より 2 年早い 13 年間にて完了いたしましたので、本年 9 月に「公益目的実施計画実施完了確認申請書」を提出し、東京都知事から令和 7 年 3 月 31 日をもって公益目的支出計画の実施が完了したことの確認書を 9 月 17 日付けで受領しました。

これにより一般社団法人移行に関する手続きと対応が全て完了しましたので、ご報告いたします。

2025 年 9 月 吉日

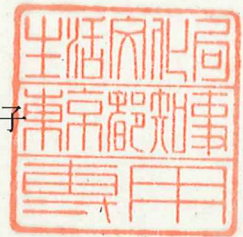
一般社団法人 東京都総合組合保健施設振興協会



7 生都管第 6 3 8 号
令和 7 年 9 月 17 日

一般社団法人東京都総合組合保健施設振興協会
岩崎 栄進 殿

東京都知事
小池 百合子



公益目的支出計画の実施完了の確認書

貴法人から令和 7 年 9 月 11 日付けでされた、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年法律第 50 号）第 124 条の規定に基づく公益目的支出計画の実施が完了したことの確認の請求について、公益目的支出計画の実施が下記の日に完了したことを確認します。

記

公益目的支出計画の実施が完了した日 令和 7 年 3 月 31 日